

販売店概要書

(1) 販売店に関する事項 (審査対象事項)			整理番号 (記入不要)	
1. 販売店の名称・所在地等				
名 称	(フリガナ) カブシガイシャ テン		代表者氏 名	(フリガナ) アマノキミ
	株式会社 天			天野 輝史
所 在 地	〒566-0052		電話番号	072-650-0130
	大阪府摂津市鳥飼本町 5-9-36		FAX 番号	072-650-0131
連 絡 担 当 者	所属	総務部	電話番号	072-650-0130
	氏名	ミノウチユウキ 箕打 祐樹	E-Mail	kabushikigaisyatenxx@gmail.com
2. 自主行動基準又は自主的な行動基準の届出			☒ 自主行動基準 ☐ 自主的な行動基準	
公開URL	http://ten.company.co.jp			
3. 維持保全に係る窓口				
所 在 地	〒566-0052		電話番号	072-650-0130
	大阪府摂津市鳥飼本町 5-9-36		FAX 番号	072-650-0131
連 絡 担 当 者	所属	総務部	電話番号	072-650-0130
	氏名	ミノウチユウキ 箕打祐樹	E-Mail	kabushikigaisyatenxx@gmail.com

(別紙 1 - 3)

[illegible]

(2) 販売店に関する事項 (参考内容)

1. 府民向け問い合わせ先					
電話	072-650-0130	ホームページ	http://ten.company.co.jp		
2. 業種 (次の中から一つ選択して下さい。)					
☒ 太陽光発電 (蓄電池) システム施工・販売店					
☐ リフォーム専門店					
☐ 大工・工務店					
☐ 電気店					
☐ ハウスメーカー					
☐ その他 ()					
3. 資本金等					
資本金	100 万円	売上高 (直近)	13000 万円	従業員数	6 人
4. 取り扱い太陽光発電 (蓄電池) システム登録製造者名					
登録番号	太陽光発電 (蓄電池) システム登録製造者名				
製 2020-3	株式会社 エクソル				
製 2013-3	パナソニック株式会社				
製 2012-1	カナディアンソーラーシステム株式会社				
製 2014-1	シャープ 株式会社				
製 2016-1	パナソニック株式会社				
製 2015-8	長州産業株式会社				
製 2023-1	ニチコン株式会社				
製 2021-1	住友電気工業株式会社				
製 2013-2	京セラ株式会社				

[illegible]

6. 販売店 独自の事業 (一部の施工店とのみ共同して行なうものを除く。)	
事業名	事業概要
住宅事業	自社による太陽光発電システム、蓄電池システム、V2H システム、オール電化の販売、施工
資材調達	太陽光発電システム、蓄電池システム、V2H システム、オール電化の卸売り業務
7. 相談・クレーム処理体制 相談・クレーム等あったときの対応方法を具体的に記入ください。	
お問い合わせいただきましたお客様の、ご意見、ご要望をよくお伺いし、問題解決のために、担当者が迅速に対応させていただきます。 お問い合わせは下記の通りです。 株式会社 天 〒 566-0052 大阪府摂津市鳥飼本町 5-9-36 電話番号 072-650-0130 緊急時も同じ 受付時間 平日 9時～21時 休日 9時～18時 GW・お盆休み・正月休み除く	

(3) 太陽光発電（蓄電池）システム登録施工店に関する事項（参考内容）

太陽光発電（蓄電池）システム登録施工店毎に作成してください。

1. 太陽光発電（蓄電池）システム登録施工店		
登録番号		名称 株式会社天
2 過去 3 年間の販売実績		127 件
3. 太陽光パネル設置事業を実施できるエリア （ブロック内の全市町村実施可能：○、ブロック内で一部実施可能な市町村あり：（右欄に実施可能な市町村名を記入）、ブロック内の全市町村実施不可能：－）		
大阪市内	○	
豊能（豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町）	○	
三島（吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町）	○	
北河内（守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市）	○	
中河内（八尾市、柏原市、東大阪市）	○	
南河内（富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、 藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）	○	
泉北（堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町）	○	
泉南（岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町）	○	
4. 販売店が請求する費用の目安 ＊次の条件において、代表的な費用（リフォームに関する費用を除く）をご記入ください。 ・ 築 10 年程度の 2 階建て木造住宅（在来工法）の屋根に定格出力 3.5kW の太陽電池モジュールを載せる。 ・ 建築基準法第 7 条第 5 項の規定による検査済証及びの当事の図面があり、その後、改修工事を行っていない。 ・ 構造耐力は、建築基準法施行令第 3 章（構造強度） 第 1 節から第 4 節までに規定されている仕様である。 ・ 太陽電池モジュールを屋根に載せても、建築基準法施行令第 43 条第 1 項の表及び第 46 条第 4 項の表 2 の区分が変わらない。 ・ 容易に外壁に穴を明けることができる。		

・足場を容易に架けることができる。			
万円			
5. 上記条件の住宅が複数戸あった場合の割引率 概ね、何戸集まれば、どの程度割引があるか、ご記入ください。 また、その他条件等がございましたら、ご自由にご記入ください。			
戸数	戸	割引率	%
条件等：			
6. 販売店 独自の事業 (当該太陽光発電（蓄電池）システム登録施工店とのみ共同して行なうものに限る。)			
事業名	事業概要		

(別紙 1 - 3)

--

※太陽光発電システム登録販売店が蓄電池システム登録販売店の申請をする場合は、追加及び
変更箇所のみ記載すること。

※不要な文字は抹消すること。